

第1版

平成24年度及び平成25年度の 後期高齢者医療保険料の算定について



平成24年1月11日現在

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	後期高齢者医療保険料について	1
2	平成24年度及び平成25年度保険料算定の状況	1
	(1) 平成24年度及び平成25年度保険料率等	1
	(2) 保険料率の上昇抑制について	1
	(3) 一人あたり平均保険料額	2
	(4) 賦課限度額の引き上げについて	2
	(5) 後期高齢者医療に関する条例の改正案について	2
3	保険料算定の概要	3
	(1) 保険料算定の概念図	3
	(2) 賦課総額の算出方法の概要	4
4	保険料算定にかかる各要素について	5
	(1) 保険料算定にかかる医療給付費等の見込みについて	5
	(2) 剰余金について	9
	(3) 財政安定化基金交付金について	9
	【参考】 具体的な保険料の額の比較について	10
	保険料軽減について	11
	保険料軽減に係る財源内訳	12
	単身世帯保険料額早見表	13
	二人世帯保険料額早見表	14

1 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約5割を公費（国・県・市町村負担金）で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金で賄っています。保険料については、2年単位の財政運営期間で費用と収入を見込み、保険料を算定します。

平成20年度の制度開始以後、平成22年度に保険料算定を行っており、今回は平成24年度及び平成25年度の2年間にかかる保険料算定を行います。

2 平成24年度及び平成25年度保険料算定の状況

(1) 平成24年度及び平成25年度保険料率等

	H24~H25 (A)	H22~H23 (B)	(A) — (B)	伸び率	(参考) H20~H21
均等割額(年額)	41,099 円	39,260 円	1,839 円	4.68%	39,860 円
所得割率	8.01%	7.42%	0.59%	7.95%	7.45%
一人あたり平均保険料	90,560 円	85,724 円	4,836 円	5.64%	85,890 円
厚生年金の平均的な年金額 (厚生年金201万円)の場合	52,100 円	49,210 円	2,890 円	5.87%	49,760 円

(2) 保険料率の上昇抑制について

後期高齢者医療制度は、医療給付費の伸びに伴い保険料率が上昇する仕組みとなっています。平成24年度及び平成25年度の医療給付費は、年7~8%の割合で上昇すると想定されるため、保険料率の上昇は避けられないところです。

一方で、平成22年度及び平成23年度の保険料率は、国の要請に基づいて現制度の廃止を前提に引き下げを行いました。

これらの影響により、今回の改定では保険料率が急激に上昇する結果となりますので、低中所得者の負担を軽減するため、本広域連合としては剰余金に加えて、神奈川県に設置された財政安定化基金の一部を取り崩して交付を受けることにより、保険料率の急激な上昇の抑制措置をとることとしています。

※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	H24~H25(A)	H22~H23(B)	(A) — (B)	伸び率
均等割額(年額)	43,041 円	39,260 円	3,781 円	9.63%
所得割率	8.48%	7.42%	1.06%	14.29%
一人あたり平均保険料	94,846 円	85,724 円	9,122 円	10.64%
厚生年金の平均的な年金額	54,780 円	49,210 円	5,570 円	11.32%

(3) 一人あたり平均保険料額

一人あたり平均保険料額（軽減後・年額）

90,560円

賦課総額から均等割・所得割軽減分を引いたのち、被保険者数で除した額

(月額換算：7,547円)

厚生年金の平均的な年金額（厚生年金201万円）の受給者の場合（年額）

均等割額
32,879円

+

所得割額
19,224円

=

合計
52,100円

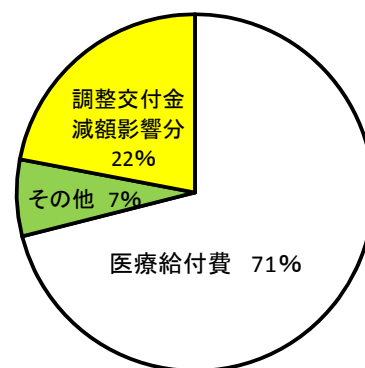
2割軽減

5割軽減

(月額換算：4,342円)

一人あたり平均保険料額の内訳

		(円)
	医療給付費	64,343
その他	葬祭費	2,267
	審査支払手数料	1,796
	保健事業	1,634
	財政安定化基金拠出金	598
	調整交付金減額影響分	19,922
	一人あたり平均保険料額	90,560



(4) 賦課限度額の引き上げについて

後期高齢者医療制度の医療給付は、お支払いいただく保険料の多寡にかかわらず、どなたでもほぼ同様の給付を受けられるため、所得が多いからと言って保険料を無制限に賦課することは保険制度になじまないとされています。

このため、保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条）が、今般、低中所得者の負担を軽減する観点から、現行の50万円から55万円に引き上げる政令改正が行われますので、本広域連合でも、賦課限度額を55万円とする条例改正を行います。

(5) 後期高齢者医療に関する条例の改正案について

後期高齢者医療の保険料率は、各都道府県後期高齢者医療広域連合が条例で定めています。このたび、平成24年度及び平成25年度の保険料率等を定めるため、以下のとおり条例の改正を行います。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

(所得割率)

第7条 **平成24年度及び平成25年度の所得割率は、100分の8.01とする。**

(均等割額)

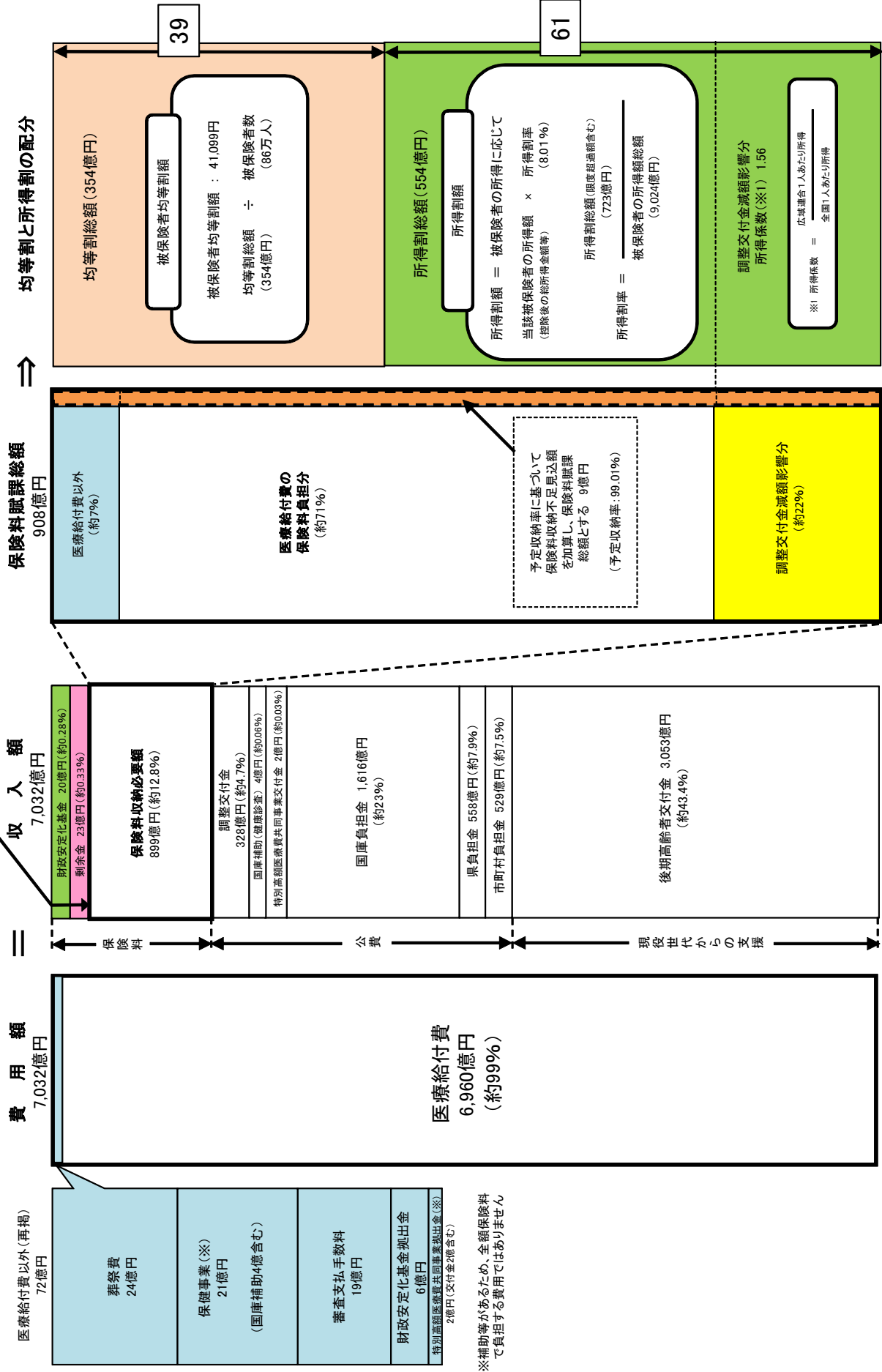
第8条 **平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、41,099円とする。**

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、**55万円を超えることができない。**

保険料算定の概念図(平成24年度及び平成25年度)

データは全て平成24年度・平成25年度・平成25年度の2か年平均



※補助等があるため、全額保険料で負担する費用ではありません

概念図であり、端数処理等の関係で個々の内訳の合計額と全体額が一致しない場合があります。

(2) 賦課総額の算出方法の概要

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第3項の規定により算出】

1 平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{費用の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用から} \\ \text{一部負担金に相当する} \\ \text{費用を控除した額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費等} \\ \text{(1)の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{(※2)の額} \end{array} \right) \\
 &= \text{医療給付費}
 \end{aligned}$$

※1 入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費

※2 広域連合において、著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合により共同で負担するもの

2 平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{収入の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\
 &+ \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金)} \\ \text{(財政安定化基金交付金)} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率(※)}$$

予定保険料収納率＝特別徴収割合＋(1－特別徴収割合)×普通徴収収納率の見込み
平成21年度及び平成22年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出する

4 保険料算定にかかる各要素について

(1) 保険料算定にかかる医療給付費等の見込みについて

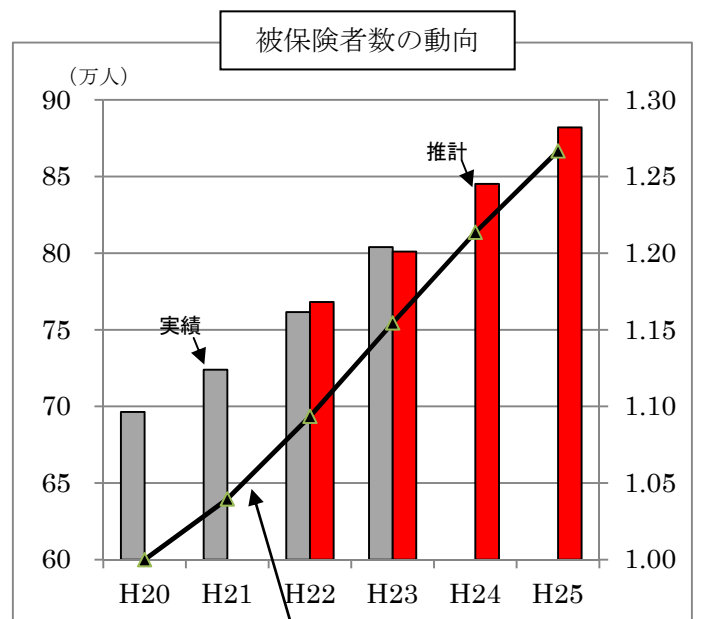
	平成24年度	平成25年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	84万人	88万人	172万人	86万人
(単位: 億円)				
② 医療給付費	6,729	7,191	13,920	6,960
③ 医療給付費の被保険者負担	653	694	1,347	674
④ 医療給付費にかかる調整交付金減額影響分(所得割で負担)	196	207	403	202
⑤ 財政安定化基金拠出金	6	6	12	6
⑥ 審査支払手数料	18	19	37	19
⑦ 葬祭費	23	24	47	24
⑧ 保健事業 (健康診査・国庫補助額を除く)	16	18	34	17
A 保険料率上昇抑制のための財源 (剰余金・財政安定化基金)	43	43	85	43
B 保険料収納必要額 (③～⑧の計) - A	869	925	1,795	899
⑨ 保険料収納不足額 (予定収納率: 99.01%)	9	9	18	9
賦課総額(B + ⑨)	878	934	1,813	908

被保険者数

市町村実態調査をもとに、平成24年度及び平成25年度の75歳以上人口等を推計しました。

制度開始以降、被保険者数は急速に伸びています。

なお、前回算定時に推計した平成22年度、平成23年度の被保険者数については、ほぼ推計どおりに推移しています。



H20を1とした場合の被保険者数の伸び率

医療給付費

平成21年度、平成22年度及び平成23年10月診療分までの実績をもとに、国が示した全国の状況等を勘案して推計しました。

本制度開始以降、レセプト件数や診療日数は被保険者数と連動して伸びていますので、被保険者の受診動向には変化がないと推察されます。

こうした状況のなかで、前回算定時に推計した医療給付費の見込みについては、平成22年度は、ほぼ推計どおりに推移しましたが、平成23年度については、推計よりも医療費が伸びていないため、見込みより下回ると想定しています。

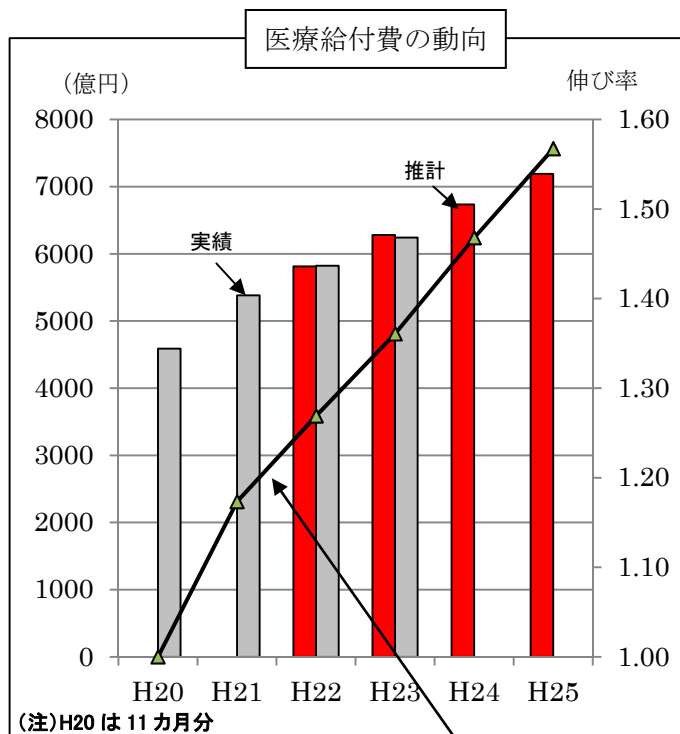
平成23年度の医療給付費が見込みを下回る傾向は、全国的な状況であるため、平成22年度の診療報酬改定の影響が平成23年度に平準化されたことなどが考えられますが、その原因を特定することは困難であり、今後も状況を注視し、検証していく必要があると考えています。

医療給付費の被保険者負担（法令による負担）

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢医療負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

今回の保険料算定における後期高齢者医療負担率は、10.51%です。

前回は10.26%、前々回は10%



H20を1とした場合の医療給付費の伸び率

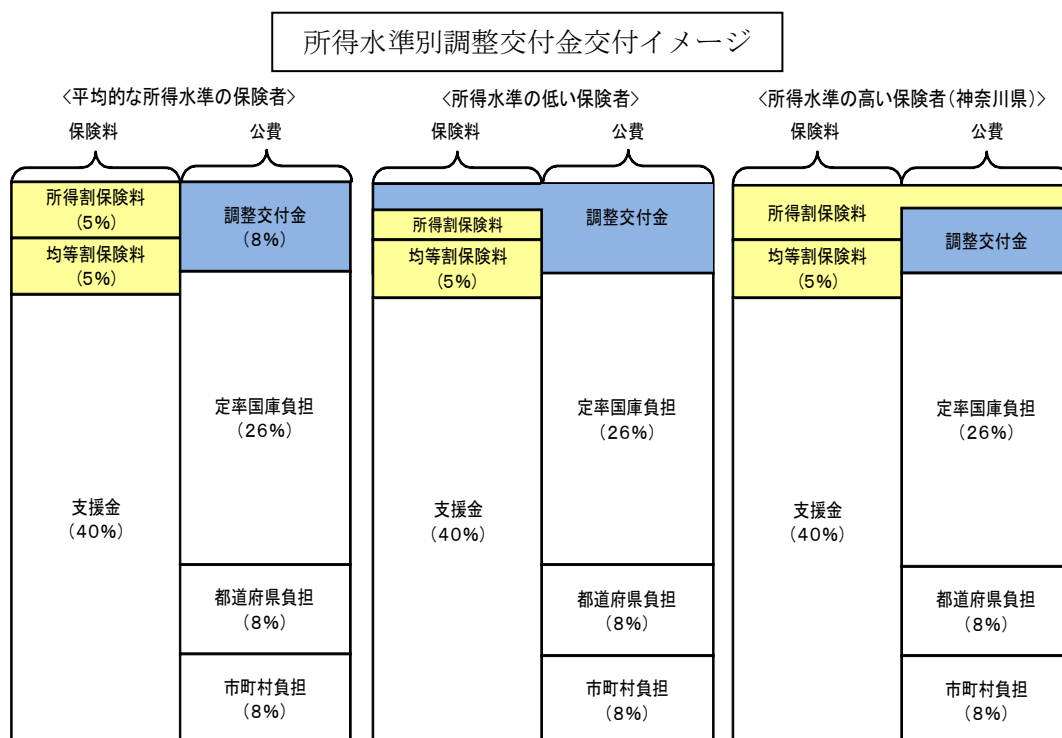
医療給付費にかかる調整交付金減額影響分（所得割で負担）

制度上、国からの調整交付金の交付額により全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整する仕組みになっているため、**全国平均と比較して被保険者の所得水準の高い神奈川県（所得係数（※）1.56）**においては、調整交付金の交付額が全国平均の62%程度に減額されます。この影響分は、所得割率に上乗せされることになります。

$$\text{神奈川県の所得係数} = \frac{\text{神奈川県一人あたり所得額}}{\text{全国一人あたり平均所得額}} = 1.56$$

（所得係数が1より大きい都道府県は所得水準が高いということ）

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : 1.56 = 39 : 61$$



参考：厚生労働省「第1回高齢者医療制度改革会議」資料

財政安定化基金拠出金（法令による負担）

神奈川県に設置する「**財政安定化基金**」への拠出金について、**1/3を保険料で負担**します。

財政安定化基金とは、広域連合における保険料の収納不足や大幅な給付費増加に伴う財源不足に対して、資金の貸付及び交付を行うために都道府県に設置されます。

なお、平成22年度の神奈川県基金条例の改正により、当分の間、保険料率の増加の抑制を図るためにも交付できることとされています。

○財源 = 国：1/3 県：1/3 広域連合（保険料負担）：1/3

○財政安定化基金残高見込み = 平成23年度末：60億円

○現在の拠出率は医療給付費の0.09%

審査支払手数料（法令による負担）

審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）への診療報酬審査支払手数料について、**1件68円（※）**として算定しています。

審査支払機関である神奈川県国民健康保険団体連合会と協議を行い、審査支払事務の運用状況を踏まえ、今回改めて単価の協議を行った結果、75円から68円に改定されています。

葬祭費（広域連合条例による給付）

被保険者の死亡に関し、**葬祭費として50,000円**を支給します。

今回の保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率の平成22年度実績及び平成23年度見込みから推計し算定しています。

保健事業（広域連合条例による実施）

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の機会を提供できるよう、身近な市町村において引き続き健康診査事業を実施します。

今回の保険料算定にあたっては、被保険者からの要望が強いことや、将来の医療給付費の増加抑制が期待できることから、その充実を図る必要があるため、前回算定時に20%と見込んでいた受診率を、これまでの実績等を勘案して、**平成24年度を25%、平成25年度を26%**と見込んで算定しています。

保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出されます。

平成24年度及び平成25年度における予定収納率は、平成21年度及び平成22年度における収納実績の平均等を勘案し、**99.01%**として算定しています。

前回は98.76%

(2) 剰余金について

国では、財政運営期間を通じて生じた剰余金については、次期財政運営期間における収入として繰り入れるべきものとしていることから、今回の保険料算定にあたっては、平成22年度、平成23年度の財政運営期間に生じる見込みの**剰余金45億円**について、すべて保険料率の上昇抑制のために活用しています。

剰余金が生じた主な理由は、所得水準の低下等に伴い普通調整交付金が増加したこと、保険料の収納率が見込みを上回ったこと等により保険料納付金等が増加したこと、前回の保険料算定時には見込まれなかった国庫補助金等が交付されることなどです。

(3) 財政安定化基金交付金について

財政安定化基金とは、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、都道府県及び広域連合が1/3ずつ負担しています。

この基金は、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って発生した保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付及び交付を行うためのものでしたが、平成22年度に改正が行われ、当分の間、保険料率の増加の抑制を図るためにも交付できるようになりました。

今回の保険料算定において、本広域連合では、保険料率の急激な増加を抑制するために、神奈川県と協議を行い**40億円の交付**を受けることとなりました。

【参考】具体的な保険料の額の比較について

① 基礎年金受給者(年金収入79万円のみ、他に所得のない方(1人世帯))

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	3,920 円	4,100 円	180 円	均等割9割軽減
月額	320 円	340 円	20 円	

② 厚生年金の平均的な年金額を受給者(年金収入201万円のみ、他に所得のない方(1人世帯))

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	49,210 円	52,100 円	2,890 円	均等割2割軽減 所得割5割軽減
月額	4,100 円	4,340 円	240 円	

③ 自営業者の子と同居する者(子(世帯主)の事業所得390万円、親(本人)の年金収入79万円)

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)
年額	39,260 円	41,090 円	1,830 円
月額	3,270 円	3,420 円	150 円

④ 被用者保険加入者の子と同居する者(被扶養者)(子の給与収入390万円、親(本人)の年金収入79万円)

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	3,920 円	4,100 円	180 円	均等割9割軽減
月額	320 円	340 円	20 円	

⑤ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入79万円)

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	11,450 円	12,170 円	720 円	均等割8.5割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	950 円	1,010 円	60 円	
(妻)年額	5,880 円	6,160 円	280 円	均等割8.5割軽減
(妻)月額	490 円	510 円	20 円	

⑥ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入192.5万円、妻75歳 年金収入79万円)

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	34,280 円	36,360 円	2,080 円	均等割5割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	2,850 円	3,030 円	180 円	
(妻)年額	19,630 円	20,540 円	910 円	均等割5割軽減
(妻)月額	1,630 円	1,710 円	80 円	

⑦ 夫婦のうち一方が後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入192.5万円、妻70歳 年金収入79万円)

	H23 年間保険料額(A)	H24 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	46,060 円	48,690 円	2,630 円	均等割2割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	3,830 円	4,050 円	220 円	
(妻)年額	市町村国保の額による	市町村国保の額による		
(妻)月額	市町村国保の額による	市町村国保の額による		

⑧ 均等割額・所得割率

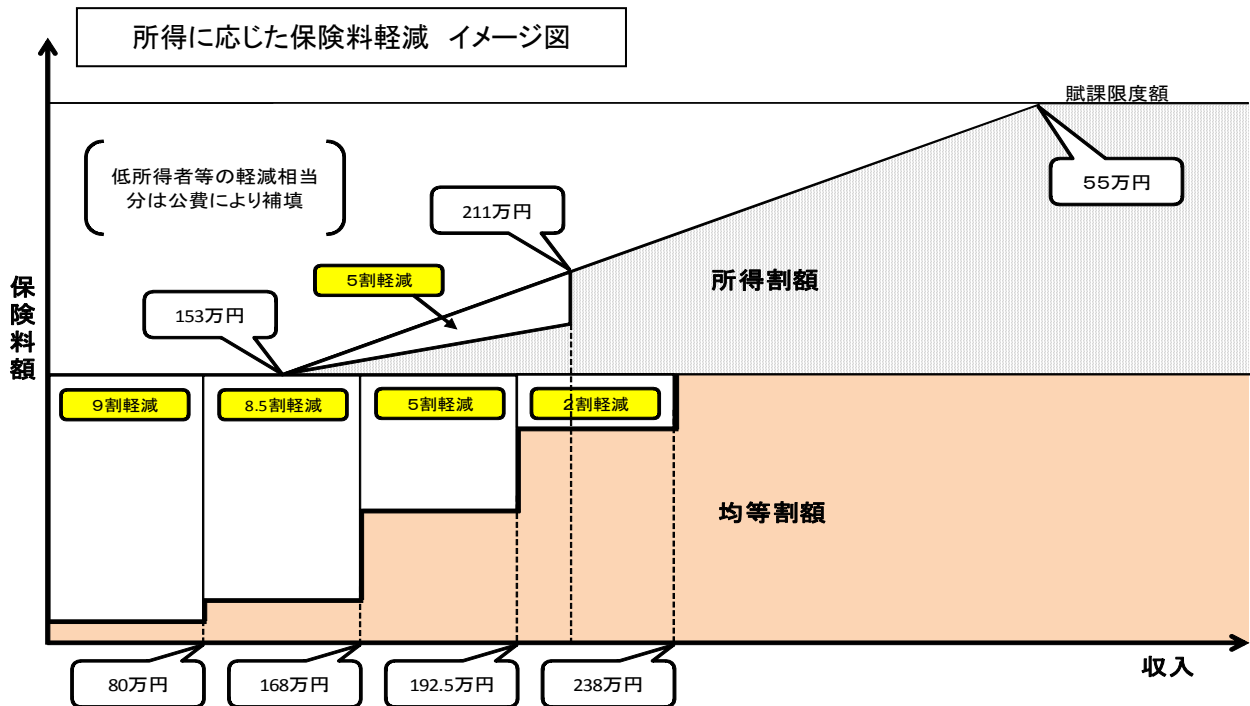
	H23(A)	H24(B)	差額(B)-(A)
均等割額	39,260 円	41,099 円	1,839 円
所得割率	7.42%	8.01%	0.59%

【参考】保険料軽減について

(1) 所得に応じた保険料軽減の状況

保険料は所得に応じて一定の割合が軽減されます。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、軽減措置があります。



※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。

※ 単身者世帯の場合、本人＝被保険者である世帯主となるため、5割減額の適用はありません。

(2) 後期高齢者医療保険料軽減策の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度～
均等割軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（他の所得なし）		平成21年4月～ 平成21年3月改正 （平成21年4月1日から）	恒久措置
	7割軽減→8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下	8.5割軽減 平成20年7月改正 （平成20年4月1日から適用）	延長 平成21年6月改正 （平成21年4月1日から適用）	延長 平成22年2月改正 （平成22年4月1日から適用）
所得割軽減	5割軽減の導入 前年総所得金額等額－33万円が、58万円以下	5割軽減 平成20年7月改正 （平成20年4月1日から適用）	延長 平成21年3月改正 （平成21年度から恒久措置）	延長
	制度拡大 （当初の制度） 制度加入時から2年間、 ・均等割を5割軽減 ・所得割なし	凍結 平成20年4～9月 保険料徴収せず 平成20年10月～ 平成21年3月 均等割9割軽減	9割軽減 平成21年3月改正 （平成21年4月1日から適用）	延長 平成22年2月改正 （平成22年4月1日から適用） 「加入時から2年間」の 期限廃止（制度廃止まで）

【参考】保険料軽減に係る財源内訳

1 軽減対象者別の財源内訳（平成23年度の状況）

9割軽減対象者

(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

9割軽減対象者(被扶養者)

(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

7割軽減対象者

(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5	1.5	
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

7割軽減対象者(被扶養者)

(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②	①	
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

5割軽減対象者

(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者				

5割軽減対象者(被扶養者)

(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

2割軽減対象者

(割合)	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者							

被扶養者軽減対象者

(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

2 基盤安定制度拠出金について

- (1) 低所得者の保険料の7・5・2割減額
- (2) 被扶養者であった方の保険料の5割減額
(加入後2年間)

}	財源は県と市町村が負担
	・負担率 県：3/4 市町村：1/4

3 臨時特例交付金について

次の保険料軽減にかかる財源補てんとして国から交付される交付金。正式名称は「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」。

- (1) 低所得者軽減
 - ①均等割7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の場合 9割軽減
 - ②均等割7割軽減 8.5割軽減
 - ③所得割5割軽減
- (2) 被扶養者軽減
 - ①均等割5割軽減 9割軽減

単 身 世 帯 ; 保 険 料 額 早 見 表

平成24年度

所得割率	8.01%	均等割額	41,099
------	-------	------	--------

平成23年度

所得割率	7.42%	均等割額	39,260
------	-------	------	--------

(年金収入のみと仮定) 【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなされる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	4,109	4,100
100,000	0	0	4,109	4,100
500,000	0	0	4,109	4,100
800,000	0	0	4,109	4,100
1,000,000	0	0	6,164	6,160
1,200,000	0	0	6,164	6,160
1,350,000	0	0	6,164	6,160
1,530,000	0	0	6,164	6,160
1,680,000	150,000	6,007	6,164	12,170
1,925,000	395,000	15,819	32,879	48,690
2,000,000	470,000	18,823	32,879	51,700
2,010,000	480,000	19,224	32,879	52,100
2,110,000	580,000	23,229	41,099	64,320
2,500,000	970,000	77,697	41,099	118,790
3,000,000	1,470,000	117,747	41,099	158,840
3,500,000	1,920,000	153,792	41,099	194,890
4,000,000	2,295,000	183,829	41,099	224,920
4,500,000	2,710,000	217,071	41,099	258,170
5,000,000	3,135,000	251,113	41,099	292,210
6,000,000	3,985,000	319,198	41,099	360,290
7,000,000	4,835,000	387,283	41,099	428,380
8,000,000	5,715,000	457,771	41,099	498,870
8,520,457	6,209,434	497,375	41,099	538,470
8,671,917	6,353,321	508,901	41,099	550,000
9,000,000	6,665,000	533,866	41,099	550,000
10,000,000	7,615,000	609,961	41,099	550,000

均等割9割軽減

均等割8.5割軽減

均等割2割軽減

所得割5割軽減

(年金収入のみと仮定) 【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなされる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	3,926	3,920
100,000	0	0	3,926	3,920
500,000	0	0	3,926	3,920
800,000	0	0	3,926	3,920
1,000,000	0	0	5,889	5,880
1,200,000	0	0	5,889	5,880
1,350,000	0	0	5,889	5,880
1,530,000	0	0	5,889	5,880
1,680,000	150,000	5,565	5,889	11,450
1,925,000	395,000	14,654	31,408	46,060
2,000,000	470,000	17,437	31,408	48,840
2,010,000	480,000	17,808	31,408	49,210
2,110,000	580,000	21,518	39,260	60,770
2,500,000	970,000	71,974	39,260	111,230
3,000,000	1,470,000	109,074	39,260	148,330
3,500,000	1,920,000	142,464	39,260	181,720
4,000,000	2,295,000	170,289	39,260	209,540
4,500,000	2,710,000	201,082	39,260	240,340
5,000,000	3,135,000	232,617	39,260	271,870
6,000,000	3,985,000	295,687	39,260	334,940
7,000,000	4,835,000	358,757	39,260	398,010
8,000,000	5,715,000	424,053	39,260	463,310
8,520,457	6,209,434	460,740	39,260	500,000
8,671,917	6,353,321	471,416	39,260	500,000
9,000,000	6,665,000	494,543	39,260	500,000
10,000,000	7,615,000	565,033	39,260	500,000

